

薩摩川内市せんだい宇宙館 友の会 会員規約

第1条（名称）

- 1 この会は「薩摩川内市せんだい宇宙館友の会」（以下「本会」）という。
- 2 別途、愛称をもつこともできる。

第2条（会員）

- 1 薩摩川内市せんだい宇宙館（以下「宇宙館」）の事業と会の目的に賛同するもの。
- 2 宇宙館発行の年間入館券所有者。

第3条（事務局）

本会事務局は宇宙館事務所におく。

第4条（目的）

宇宙館を拠点として天文、科学などに興味関心がある者が集い、情報の交換、発信を行うことを目的とする。

第5条（活動）

前条の目的を達成するための活動を行う。

第6条（代表者）

本会代表は、宇宙館館長とする。

第7条（年会費）

年会費は無料とする。

附則 本規約は、平成23年7月20日から施行する。